

令和元年（2019年）11月12日

## 運転中の「ながらスマホ」が厳罰化！ 違反点数が3倍、反則金も高額に！ 一発免停も！

近年、運転中の「ながらスマホ」による交通事故が増加しています。「ちらっと画面を見るくらいなら大丈夫」と思うかもしれません。その一瞬の油断が悲惨な交通事故を招いています。こうした中、道路交通法が改正され、**令和元年12月1日から、運転中の「ながらスマホ」に対する罰則が厳しくなります。**運転中にスマホ等を使用しなければならないときは、必ず安全な場所に停車してからにしましょう。



### インデックス

1. 運転中の「ながらスマホ」に対する罰則はどう変わるの？
2. 運転中の「ながらスマホ」による交通事故の発生状況は？
3. どんな交通事故が起きているの？

### 関連記事

- 交通反則通告制度とは？
- 自転車や歩行者も、「ながらスマホ」にご注意を

## 1. 運転中の「ながらスマホ」に対する罰則はどう変わるの？

違反点数はこれまでの3倍、反則金はより高額に。事故を起こした場合は免許停止処分に。

運転中にスマートフォン（スマホ）や携帯電話で通話をしたり、画面を見たり、操作する、「ながらスマホ」。「スマホを見たり操作したりするといつても、ほんの一瞬なら大丈夫」と考えているなら、それは大きな間違いです。わずかな時間でも、スマホに気を取られ、前方の安全確認がおろそかになって、悲惨な交通事故につながる危険があります。

自動車及び原動機付自転車などの運転中の「ながらスマホ」は、道路交通法で禁止されており、違反した場合には罰則が設けられていますが、運転中の「ながらスマホ」による交通事故は増加傾向にあります。

携帯電話やカーナビを使い「ながら」の運転は、道路交通法違反！



携帯電話を持って通話する  
(通話)



携帯電話の画面を注視する  
(画像注視)



カーナビの画面を注視する  
(画像注視)

こうした中、令和元年6月に改正道路交通法が公布され、同年12月1日から、運転中の「ながらスマート」などに対する罰則が、以下のように強化されました。

#### ■ 携帯電話を保持して通話したり画像注視したりした場合（保持）

- 罰則は、新たに「6月以下の懲役」が設けられ、罰金は「5万円以下」から「10万円以下」に引上げ
- 反則金が普通車ならこれまでの3倍に（6,000円→18,000円）
- 違反点数がこれまでの3倍に引上げ（1点→3点）

#### ■ 携帯電話の使用により事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合（交通の危険）

- 罰則は、「3月以下の懲役又は5万円以下の罰金」から「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」に引上げ
- 非反則行為となり、刑事罰（懲役刑または罰金刑）の対象に
- 違反点数が「6点」となり、免許停止処分の対象に

	改正前	改正後
携帯電話の使用等 (保持)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●罰則 5万円以下の罰金</li> <li>●反則金 普通車の場合 6,000円</li> <li>●点数 1点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●罰則 6月以下の懲役又は 10万円以下の罰金</li> <li>●反則金 普通車の場合 18,000円</li> <li>●点数 3点</li> </ul>
携帯電話の使用等 (交通の危険)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●罰則 3月以下の懲役又は 5万円以下の罰金</li> <li>●反則金 普通車の場合 9,000円</li> <li>●点数 2点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●罰則 1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金</li> <li>●反則金 適用なし 非反則行為となり罰則が適用</li> <li>●点数 6点</li> </ul>